

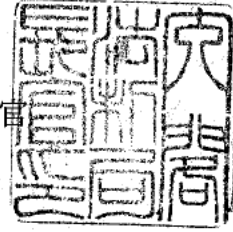


内閣法制局二第28号
令和5年12月1日



様

内閣法制局長官



開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和5年10月29日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る行政文書名	法律案審議録「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（平成17法律第87号）」のうち、法務省から内閣法制局に提出された同法第116条中民法目次の改正規定に係るもの
移送年月日	令和5年12月1日
移送先の行政機関の長	法務大臣 (連絡先) 担当部課室名：法務省民事局民事法制管理官付法制第二係 担当者名：横倉 所在地：〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話番号：03-3580-4111
移送の理由	請求に係る行政文書が法務省所管に係るものであるため。
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うことになります。

<担当課等>

内閣法制局第二部 米村
所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL：03-3581-7271（代） 内線2157